

## 公民館活動推進事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公民館活動推進事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (交付金交付の目的)

第2条 交付金の交付は、小松市公民館規則（昭和29年小松市教育委員会規則第3号）第2条に規定する地区公民館（以下「公民館」という。）の活動を推進することにより、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (交付金の交付)

第3条 公民館に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

### (交付金の交付対象)

第4条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、公民館が行う公民館活動に要する経費のうち、市長が公益上必要であると認めたものとする。

### (交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において、均等割額、分館割額及び世帯割額を基に、市長が別に定める。算出した交付金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

### (交付金の交付の申請)

第6条 交付金の交付の申請をする公民館は、公民館活動推進事業交付金交付申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

### (交付金の交付の決定)

第7条 市長は、交付金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査をし、適当と認めたときは、交付金の交付を決定するものとする。

### (決定の取消し)

第8条 市長は、交付金の交付を受けた公民館が、交付金を他の用途に使用し、その他交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### (交付金の返還)

第9条 交付金の交付を受けた公民館は、交付対象経費の額が交付金の額より少ないときは、余剰金を市に返還しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 交付金の交付を受けた公民館は、事業完了後 30 日以内またはその年度の末日までに事業の実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。